

私たちの健康を守る国民健康保険



国民健康保険税は納期内に納めてください

国民健康保険は、皆さんが病気やけがをしたときにかかる医療費を賄っている大切な制度です。職場の健康保険に加入している人や生活保護を受けている人以外は、すべての人が加入することになっています。国保税は、私たちの健康を守る大切な財源です。納期内に必ず納めてください。加入の届出が遅れると、国民健康保険税は、さかのぼって納めていただくこととなります。

災害など、特別な事情もなく長い間滞納し、納税相談にも応じない世帯には
 ▽保険証を返してもらい、資格証明書を交付します。これにより、医療費の支払いがいったん全額自己負担になります。

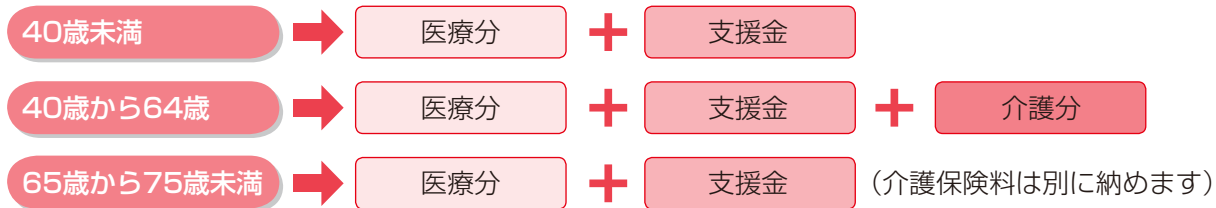
▽保険給付(高額医療費・出産一時金・葬祭費等)が差し止められたり、滞納保険税額分が差し引かれたりします。

▽最終的には、財産・給与・預貯金などの差し押さえを行うことがあります。

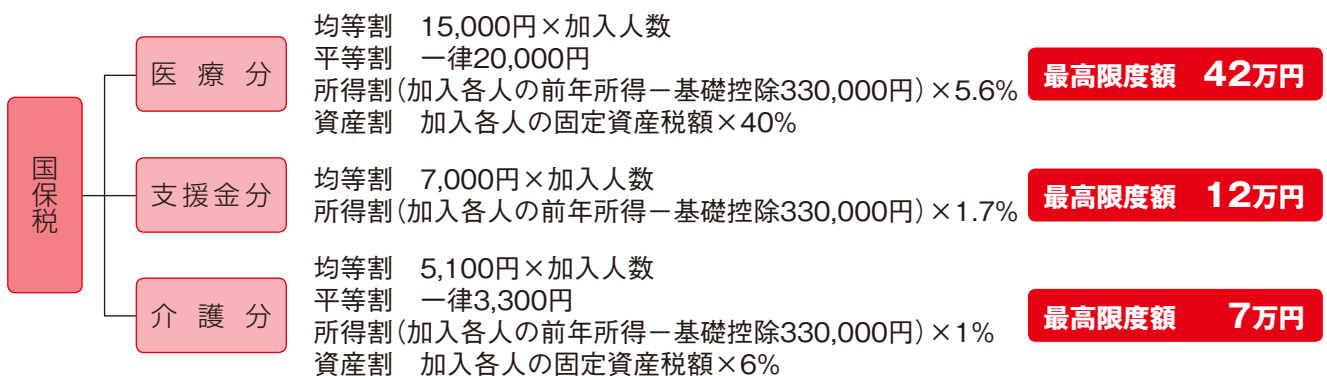
※資格証明書とは、国保の被保険者の資格を証明するだけのものです。

このような措置をとることがありますので、国保税は必ず納期内に納めましょう。

国民健康保険税は年齢によって納め方が異なります



平成20年度の五條市国民健康保険税の決め方



国民健康保険税の納期

普通徴収対象者

月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
毎年度	1期・全期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

年金特別徴収対象者

平成20年度	7月	8月	9月	10月	12月	2月
	1期納付書	2期納付書	3期納付書	年金天引	年金天引	年金天引

特別徴収対象者の人は、7月、8月、9月については、今までどおり納付書で納めてください。**10月の年金から特別徴収(天引き)を行います。平成21年は年金天引での徴収となります。**

納期限は、各納期月の末日です(12月は25日が納期限)。納期月の末日が日曜・祝祭日などにあたるときは、その翌日(土曜日にあたるときは翌々日)が納期限となります。